

発議第 5 号

東海第二原子力発電所の運転期間延長を認めないことを求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成30年 9 月 25 日提出

提出者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 平 野 千 穂

賛成者 松伏町議会議員 鈴 木 勉

賛成者 松伏町議会議員 長谷川 真 也

松伏町議会議長 川 上 力 様

東海第二原子力発電所の運転期間延長を認めないことを求める意見書

平成29年11月24日、日本原子力発電株式会社は、法律で定められた原子力発電の運転期間40年制限（40年ルール）を越えて、さらに20年の運転延長を原子力規制委員会に申請しました。事故が起これば、現場から約90kmにある松伏町は周辺地域とともに福島第一原発事故以上の甚大な被害を蒙ることは明らかです。

2011年3月に発生した福島原発事故の原因はいまだ不明であり、自己収拾のめども立っていません。福島第原発事故によって放射能被害を受けた私たち松伏町民としては、危険な老朽化原発の運転延長、再稼働は到底容認できません。

原子力等規制法の「40年ルール」は老朽化した原発事故を防ぐための最低限のルールであり、それを無視した延長、再稼働は町民に大きな不安をもたらします。

このような状況を踏まえ、下記の事項を強く求めます。

1. 運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を認めず、廃炉にすること。
2. 東海第二原発廃炉後は、国が責任をもって地域経済を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年 9 月25日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
経済産業大臣	世耕弘成様
原子力規制委員会委員長	更田豊志様